

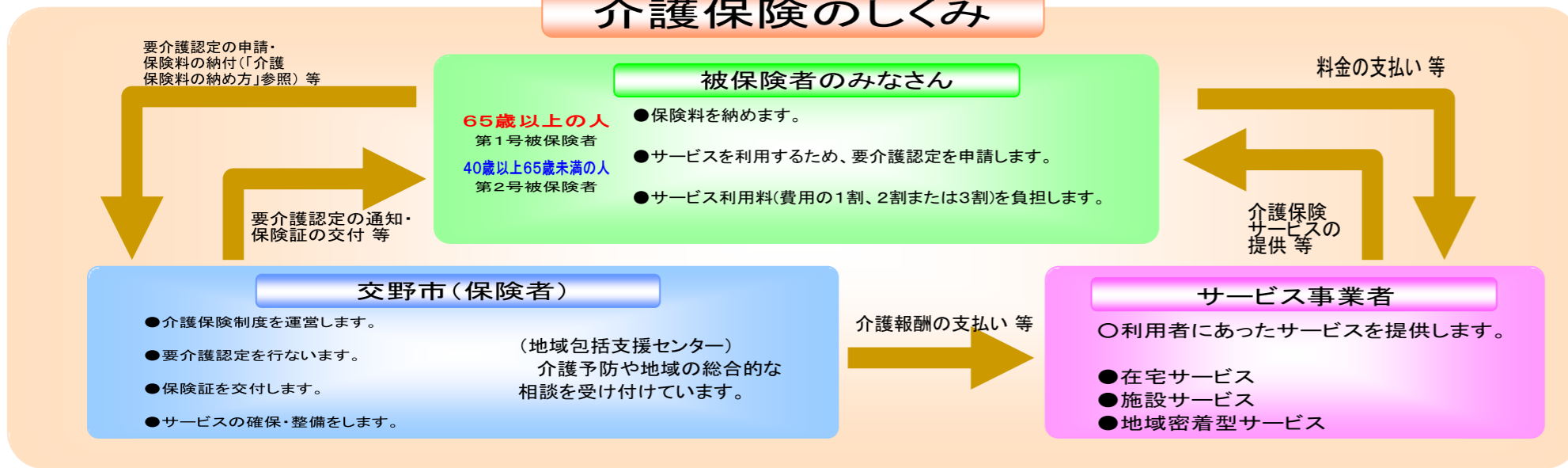


介護保険料等の基本的なご説明

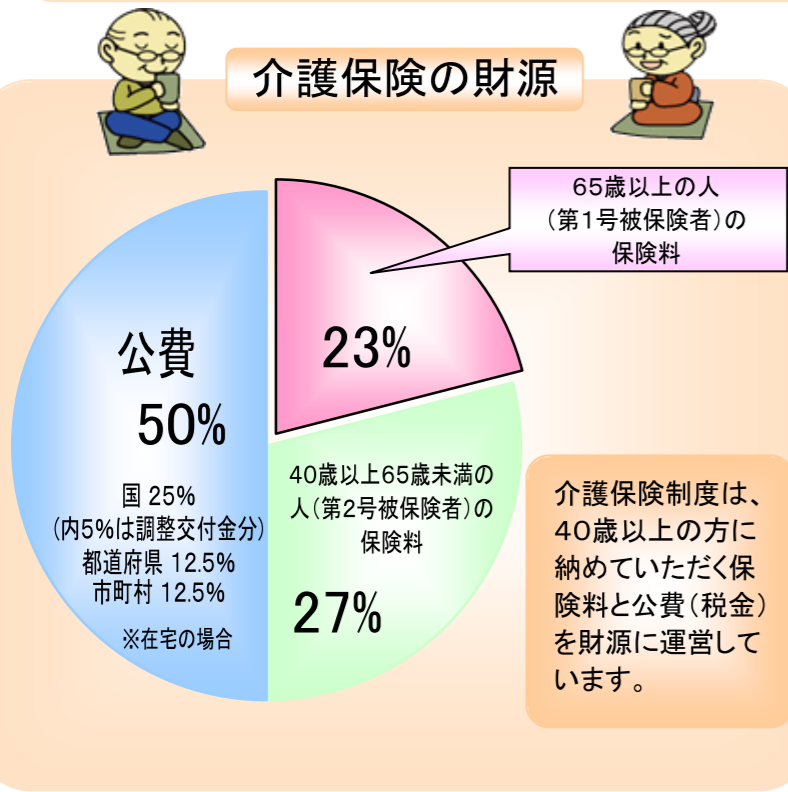


みなさんが納めていただく介護保険料は、公費とともに介護保険制度を運営していく上での大切な財源になっています。介護保険料の納入について、ご理解をお願いいたします。

介護保険のしくみ

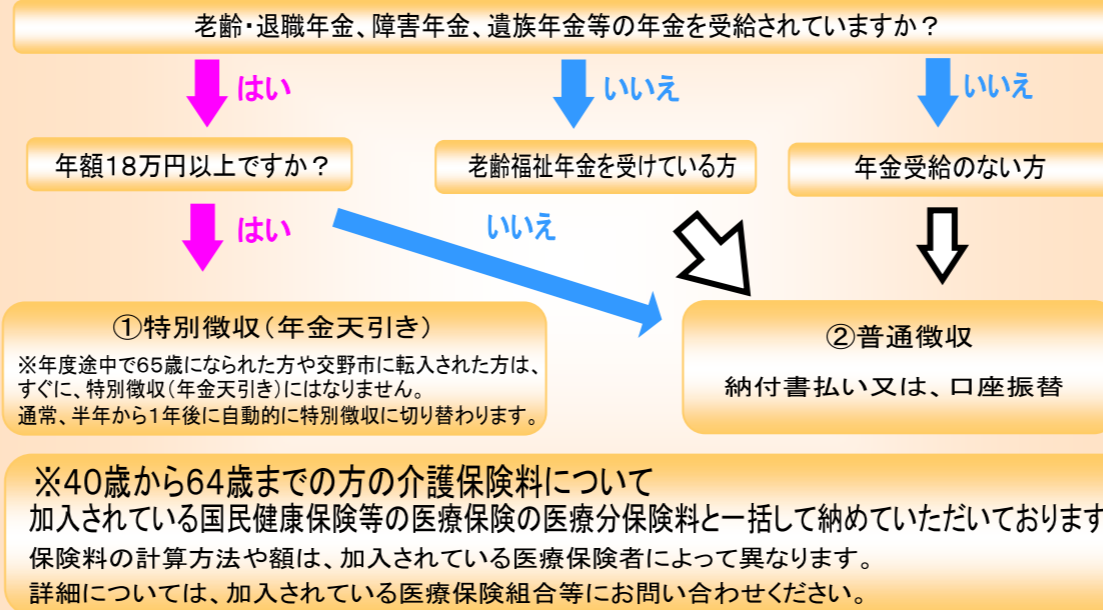


介護保険の財源

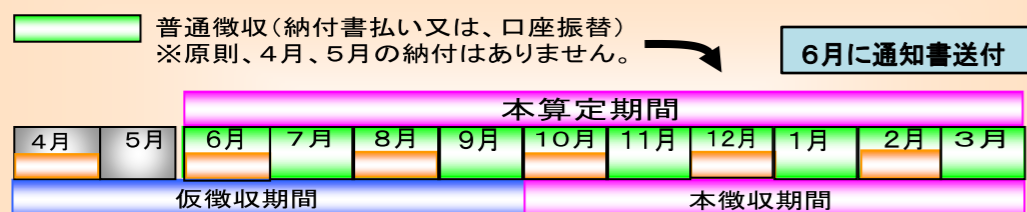


介護保険料の納め方(65歳以上)

介護保険料の納付方法には、①特別徴収(年金天引き)と、②普通徴収(口座振替含む)の2通りがあります。介護保険法により定められているため、納め方を自分で選ぶことはできません。



普通徴収(本算定)と特別徴収(仮徴収・本徴収期間)



※4・6月分は、前年度の2月分と同額を徴収します。
※年度途中から年金天引きが開始となる人は、上記とは異なります。

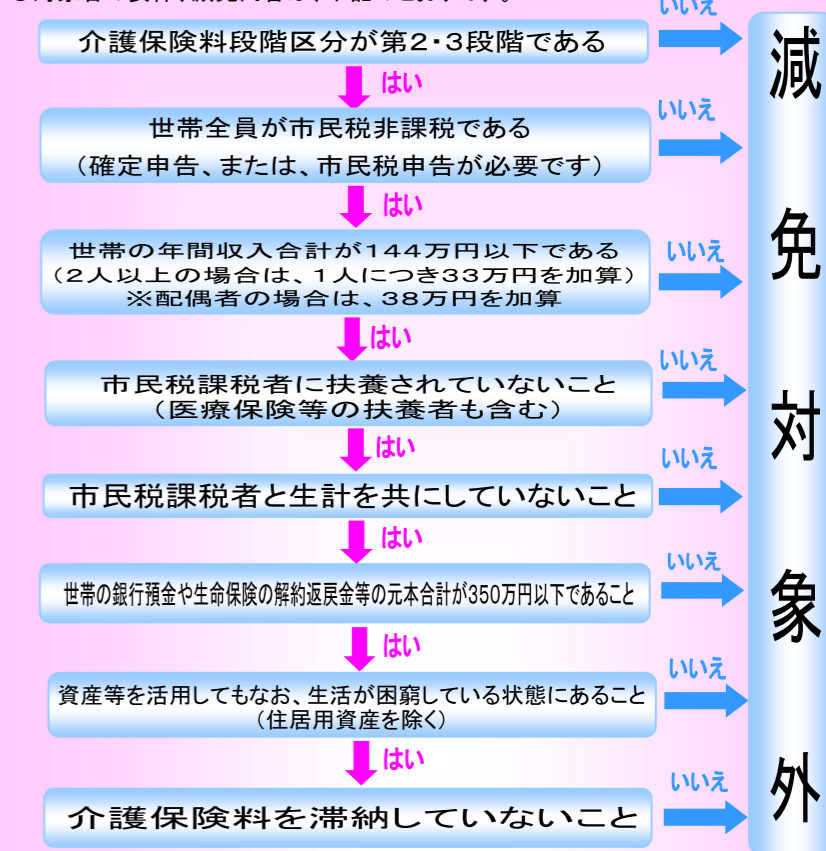
普通徴収(納付書払い)の方のお支払いには…

- ・介護保険料を預金口座から自動的に振り替える便利で納め忘れのない口座振替のご利用をおすすめします。ご希望される方は高齢介護課までお問い合わせください。
- ・金融機関の営業時間外でもお支払い可能なコンビニエンスストア、スマートフォン決済をご利用ください。(お支払いは、納付期限内のみ)

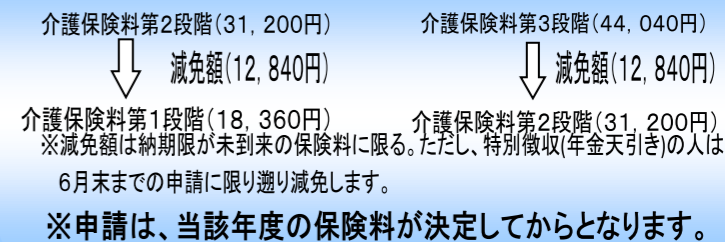
介護保険料の減免について

交野市では、生活実態に即して、真に生活が困難な状況にある方に対し、介護保険料の減免を行ないます。

●対象者の要件、減免内容は、下記のとおりです。



減免対象



[申請に必要なもの]

印鑑・保険証・個人番号カード等、身元確認ができるもの
世帯全員分の通帳(収支がわかるもの:年金収入、定期預貯金)・国債・証券等
※預貯金等について関係機関に調査を行いますので調査に対する同意書等が必要です

●火災や、自然災害等により住宅など著しい損害を受けたり、主たる生計維持者が死亡、重大な障がい、長期入院などによって収入が著しく減少した場合などの減免制度の詳細については、高齢介護課までご相談ください。

●介護保険料の徴収猶予について(普通徴収の方)

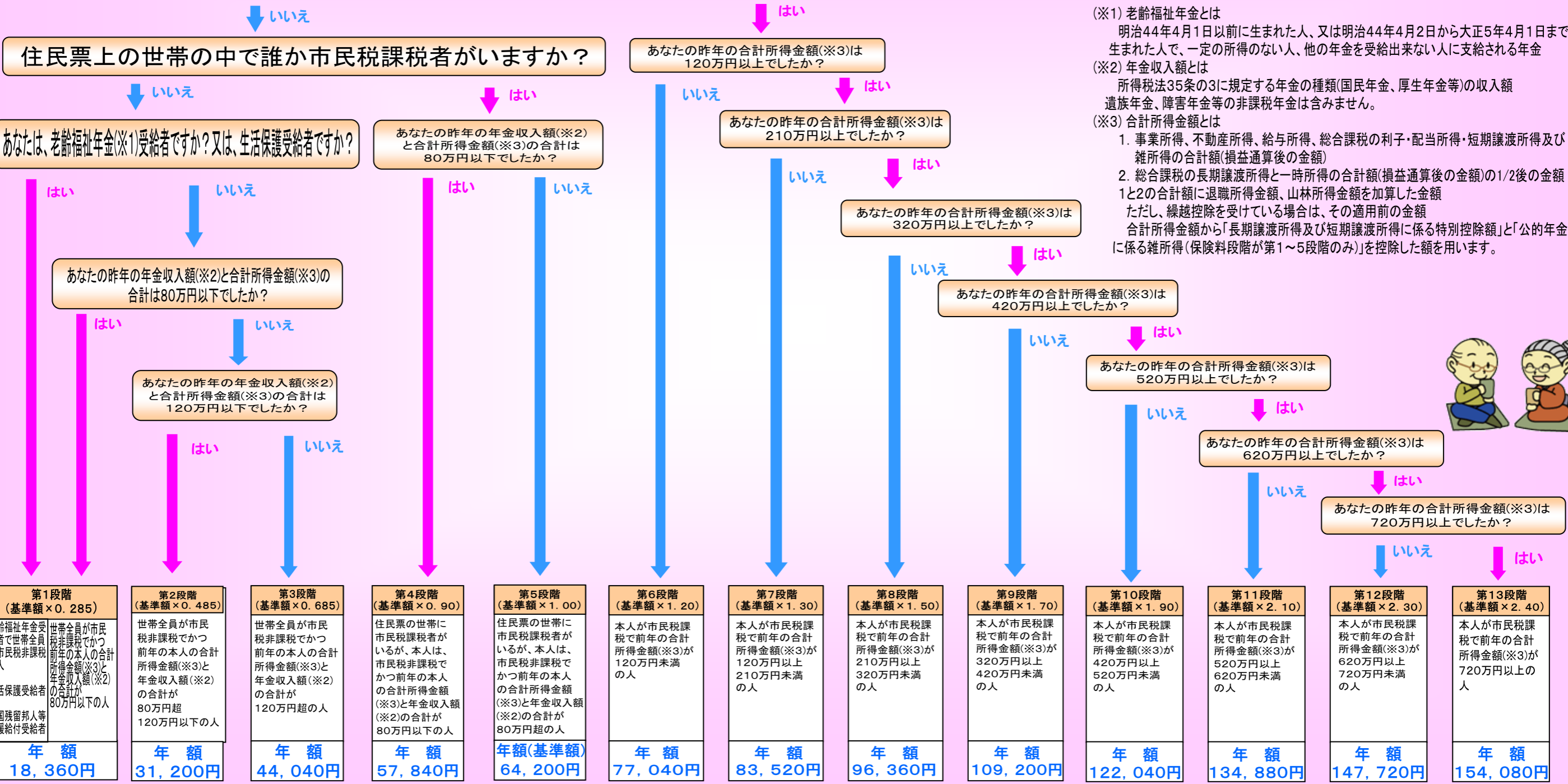
介護保険料の支払いが一時的に困難な状況にある方に対して、介護保険料の徴収猶予制度がありますので、詳しくは、高齢介護課までご相談ください。

65歳以上の方の介護保険料と段階(令和6～8年度)

介護保険料は、4月1日の住民票上の世帯状況や市民税課税状況等に基づき保険料段階(保険料額)を6月に決定(本算定)します。
 ※年度途中で所得の内容に追加・変更が生じた場合は、変更額に応じて介護保険料額にも変更が生じる場合があります。 ※年額、月額は端数処理の関係上基準額に対する割合と合わない場合があります。

あなたは、市民税課税者ですか？

- (※1) 老齢福祉年金とは
 明治44年4月1日以前に生まれた人、又は明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた人で、一定の所得のない人、他の年金を受給出来ない人に支給される年金
- (※2) 年金収入額とは
 所得税法35条の3に規定する年金の種類(国民年金、厚生年金等)の収入額
 遺族年金、障害年金等の非課税年金は含まれません。
- (※3) 合計所得金額とは
 1. 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算後の金額)
 2. 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の1/2後の金額
 1と2の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額
 ただし、繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額
 合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「公的年金等に係る雑所得(保険料段階が第1～5段階のみ)」を控除した額を用います。



介護保険料の決め方(概略)

65歳以上の介護保険料は、各市町村で3年間(令和6年～令和8年度)に必要な介護保険の総費用を基に下記の計算方法で基準額を算出しています。

$$\frac{\text{交野市で必要な介護サービス等の総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%}}{\text{交野市に住む65歳以上の方の人数}} = \text{交野市の介護保険料の基準額 64,200円(年額)}$$

保険料を滞納すると滞納処分や下記のとおり給付制限措置を講じます

- 1年以上滞納すると
サービス費用をいったん全額自己負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると
サービス費用を全額自己負担し、申請後も保険給付分が一時差し止めとなります。
さらに、滞納が続くと、申請後、支払われる保険給付分から、滞納保険料額が差し引かれることもあります。
- 2年以上滞納すると
サービス費用の利用者負担が、3割または4割になり、高額介護(介護予防)サービス費が受けられなくなります。

介護保険料についての問い合わせ先

〒576-0034
 交野市天野が原町5-5-1(ゆうゆうセンター内)
 交野市 福祉部 高齢介護課 賦課徴収係
 電話(代表) 072-893-6400